

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考規則実施細則

（平成元年5月29日）
連合農学研究科規則第3号

（趣旨）

第1条 鳥取大学大学院連合農学研究科長候補適任者選考規則（平成16年鳥取大学大学院連合農学研究科規則第9号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、この細則を定める。

（実施計画の決定）

第2条 鳥取大学部局長選考等規則（平成26年鳥取大学規則第76号。以下「選考等規則」という。）第5条第2項の部局長候補適任者の推薦に当たり、代議委員会は、速やかに選挙の日程その他の実施計画を決定しなければならない。

（選挙資格者名簿）

第3条 代議委員会は、規則第4条に規定する選挙資格を有する者を調査し、別紙様式第1号により鳥取大学、島根大学及び山口大学（以下「構成大学」という。）別に選挙資格者名簿を作成する。

2 選挙資格者名簿は、選挙の通告の日をもって確定するものとする。

3 代議委員会は、選挙通告の日から7日間、選挙資格者名簿を構成大学において縦覧に供さなければならない。

第4条 選挙資格者は、選挙資格者名簿に脱漏、誤載があると認めたときは、縦覧期間内に文をもって代議委員会に申し出ることができる。

2 代議委員会は、前項の申出があったときは、当該申出の当否を決定し、その結果を申出人に通告する。当該申出が正当であると決定したときは、直ちに選挙資格者名簿を修正しなければならない。

（選挙の期日及び通告）

第5条 代議委員会は、選挙を行う期日を定め、鳥取大学農学部長、島根大学生物資源科学部長及び山口大学農学部長並びに選挙資格を有する者に通告しなければならない。この場合、選挙資格者への通告は、鳥取大学農学部長、島根大学生物資源科学部長及び山口大学農学部長（以下「構成大学の学部長」という。）を通じて行うものとする。

2 前項の通告は、選考等規則第4条第1項第1号の場合は選挙期日の7日前までに、同項第2号及び第3号の場合は、辞任の申し出があったとき、又は欠員となったときは速やかに発しなければならない。

3 第1項に規定する通告は、次に掲げる事項を記載して行う。

(1) 研究科長候補適任者の選挙を行う理由

(2) 規則第2条の規定により候補適任者となり得る者の名簿（50音順）

(3) 選挙の日程

第6条 前条の規定による通告を行う場合において、やむを得ないときは、郵送をもってこれに代えることができるものとする。

（投票及び開票）

第7条 代議委員会は、構成大学ごとに投票所及び開票所を設ける。

第8条 構成大学における投票及び開票に関する事務は、当該構成大学の学部長が管理する。

第9条 代議委員会は、選挙の通告の日に構成大学の学部長に所要の投票用紙を交付する。

第10条 選挙資格者は、投票を行う日に、それぞれ所属する構成大学の投票所において投票用紙の交付を受け投票を行う。

2 投票用紙は、別紙様式第2号のとおりとする。

3 投票用紙は、再交付しない。

第11条 構成大学の学部長は、投票終了の時刻を経過した後、直ちに所定の開票所において、当該学部にも所属する代議委員会委員の立会いの下に投票者数と票数を照合し、総ての投票をまぜ合わせた後、開票を行う。

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 2名以上連記したもの

(3) 候補者の氏名以外のことを記載したもの

(4) 氏名の判定ができないもの

2 投票の有効無効についての判定は、常識上、本人と判定し得るものは、姓又は名のみでも有効とする。

第13条 投票の効力について疑義が生じたときは、当該学部の学部長が第11条に規定する代議委員会委員と協議の上、決定するものとする。

第14条 構成大学の学部長は、第11条の規定により開票した結果を代議委員会に報告するものとする。

2 代議委員会は、前項の報告を集計し、研究科長候補適任者選挙当選者の確認を行うものとする。

第15条 前条の規定による確認の結果に基づき、選挙資格者による選挙を更に行うこととなるときは、代議委員会は構成大学の学部長を通じて開票の当日、次の選挙候補者の氏名を50音順に公示するものとする。

2 前項の公示は、構成大学の所定の場所に掲示して行うものとする。

第16条 規則第6条第3項の規定による投票は、開票結果公示の翌日に行うものとする。

第17条 前条の規定による投票の日が、土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、前条の規定にかかわらず、代議委員会が別に定める。

第18条 選挙を終了したとき代議委員会は、投票録及び開票録を添えて、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第19条 投票録は別紙様式第3号のとおりとし、開票録は別紙様式第4号のとおりとする。

第20条 連合農学研究科の専任の教授は、鳥取大学農学部の教員として取り扱うものとする。

第21条 規則第5条第2項の規定による不在者投票に関し必要な事項は、代議委員会において別に定める。

(オンライン実施に関する特例)

第22条 規則8条の規定に基づき、オンラインにより選挙を実施する場合は、第7条から第15条の規定に関わらず、投票及び開票に関する事務は、鳥取大学農学部長が管理する。

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、代議委員会において定める。

附 則

この細則は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成7年9月18日連合農学研究科規則第2号）

この細則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科規則第4号）

この細則は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科長候補者選考規則実施細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年8月27日連合農学研究科規則第3号）

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月10日連合農学研究科規則第3号）

この細則は、平成26年11月10日から施行する。

附 則（令和5年2月16日連合農学研究科規則第2号）

この細則は、令和5年2月16日から施行する。